

東村特定事業主行動計画

令和3年3月31日

東村長

東村議会議長

東村教育委員会

東村農業委員会

1. 目的

我が国では、少子化が進行している状況にあり、今後の経済社会全体に極めて深刻な影響を与えることが予想されることから、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため平成15年7月に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)が制定され、また平成28年9月には自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)が制定された。

次世代法及び女性活躍推進法において、地方公共団体は職員を雇用する立場から行動計画を策定することが義務づけられており、東村職員の職業生活と家庭生活の両立及び女性職員の活躍を推進するため東村特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)を策定する。

2. 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。また、本計画に掲げている数値目標は、令和7年度の達成目標とする。

3. 計画の推進体制

- ①任命権者(村長、議長、教育委員会、農業委員会)は、本計画を推進するため、定期的実施状況や効果について把握し、今後の対策や計画の見直し等を図る。
- ②総務財政課は、本計画の周知と環境の整備に取り組む。
- ③各所属長及び職員は、本計画の内容を理解し、その実施に努める。

4. 具体的な内容

(1) 次世代育成支援

1 妊娠中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点からもうけられている特別休暇の制度について周知を図る。
- イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ウ 出産費用の給付等経済的支援のための制度について情報を提供する。
- エ 職場全体で育児休業を取得しやすい雰囲気づくりを推進する。

目標 育児休業取得率 女性 100% (令和2年度取得率 100%) 男性職員の育児休業制度に関する認識度 100%
--

2 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

- ア 子どもの出生時に取得できる特別休暇の制度について周知を図る。
- イ 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年休等を必要に応じて連続して取得できるよう配慮する。

目標 男性の配偶者出産休暇等の平均取得率、取得日数 100%、3日 (令和2年度取得率、取得日数：91.7%、2.8日)

3 育児休業を取得しやすい環境の整備等

- ア 育児休業及び部分休業制度等の周知
 - a 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得促進についても、冊子等で周知徹底を図る。
 - b 子が生まれた職員に対し、個別に育児休業等の取得手続きについて説明を行う。
- イ 育児休業手当金等の経済的支援のための制度について情報を提供する。
- ウ 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成に努め、育児休業等の取得の申し出があった場合には、課内において業務分担の見直しを行う。
- エ 育児休業中の職員の業務に支障がでないよう、適切な代替要員の配置(臨時的任用制度等の活用)を行う。
- オ 職員から申し出があった場合には、育児のための時間に配慮した勤務時間の割り振りの変更を行う。

4 超過勤務の縮減

- ア 各課長は、職員の超過勤務の状況を把握し、妊娠や子育て中の職員の健康状態や家庭事情等に配慮し時間外勤務を命ずる。
- イ 課長及び職員は、事務事業の見直しを行い事務の効率化、簡素化や合理化を図

る。

- ウ 課長は、職員の超過勤務の状況を把握し、恒常的に超過勤務のある職員がいる場合は課内の業務分担の見直しを行う。
- エ 各課で、超過勤務削減の取組の重要性について認識し、職員の意識改革を図る。
- オ 全庁一斉定時退庁日を設定し喚起するとともに、課長による定時退庁の率先と日頃から定時退庁する環境づくりに努める。

5 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の促進

- a 庁議や課内会議等において、定期的に休暇の取得促進を喚起し、職場の意識改革を図る。
- b 課長は、職員の年休取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導する。
- c 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進を図る。
- d 職員やその家族の誕生日等、家族の記念日における年次有給休暇の取得を奨励する。
- e 職員が安心して、年次有給休暇を取得できる職場の業務遂行体制を整備し、取得しやすい雰囲気をつくる。

イ 連続休暇等の取得の促進

- a 国民の祝日又は夏期休暇と併せて連続した年次有給休暇の取得促進を図る。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進

①管理職及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和3年1月現在、女性の登用状況は課長0名、課長補佐3名及び係長3名である。村政の発展には女性の管理職等への配置は重要であることから今後も以下の取組を行う。

- ア 女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、女性職員の人材育成を推進する。
- イ 女性職員の多様なポストに積極的に配置する。

目標 行政職における課長級、課長補佐級及び係長級に占める女性職員の割合：25%以上（令和2年度実績 21.4%）
--